



2025 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社タカラトミー
代表者名 代表取締役社長 富山 彰夫
(コード番号 7867 東証プライム市場)
問い合わせ先 執行役員 連結管理本部長 廣岡 勝史
(TEL 03-5654-1548)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役を対象として導入しております信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます）を変更することに関する議案（以下「本議案」といいます）を、2025 年 6 月 26 日開催予定の第 74 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の変更について

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入に関する議案を 2021 年 6 月 23 日開催第 70 回定時株主総会において上程し承認可決されました（かかる承認の決議を以下「第 70 回定時株主総会決議」といいます）。

当社は、第 70 回定時株主総会決議に基づきこれまで本制度を運用してきましたが、株価の上昇に伴う本制度の見直しとして、第 70 回定時株主総会決議において承認を受けた内容の一部を変更することといたします。

即ち、対象期間（下記 2（3）のとおり、2025 年 3 月末日に終了する事業年度から 2027 年 3 月末日に終了する事業年度まで）において本制度の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限について、株価の状況その他諸般の事情を勘案した上で、以下のとおり変更いたします。

変更前：

合計金 600 百万円（対象期間を更に延長した場合には、当該延長分の対象期間において、当該延長分の対象期間の事業年度数に金 200 百万円を乗じた額）

変更後：

2025 年 3 月末日に終了する事業年度につき金 200 百万円

2026 年 3 月末日に終了する事業年度から 2027 年 3 月末日に終了する事業年度までにつき合計金 800 百万円（対象期間を更に延長した場合には、当該延長分の対象期間において、当該延長分の対象期間の事業年度に金 340 百万円を乗じた額）

2. 本制度の概要

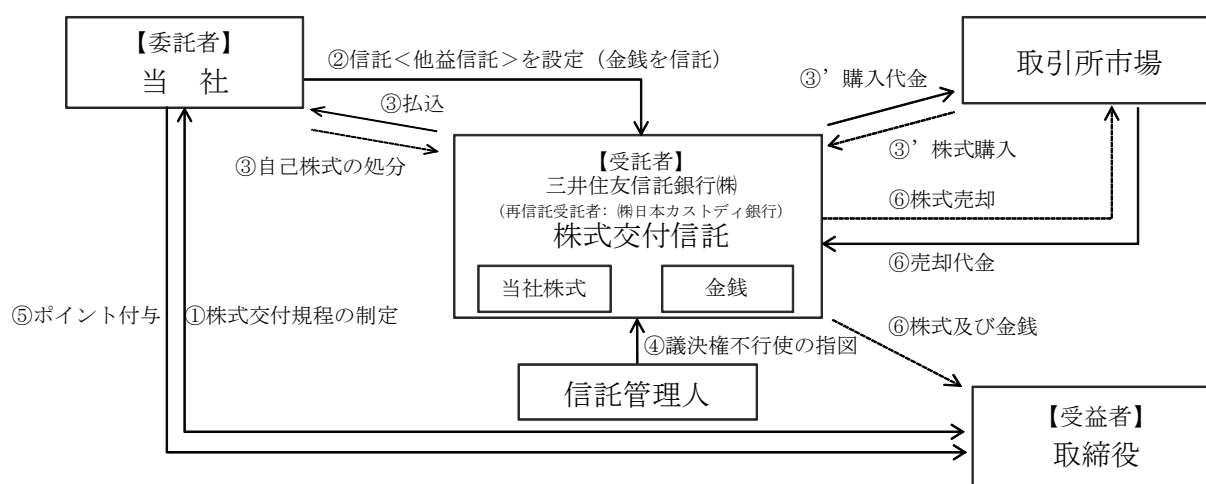
変更後の本制度の概要は以下のとおりです。

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（以下「本信託」といいます）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎年一定の時期としますが、下記（7）のとおり、交付された株式について3年間の譲渡制限に服するものとします（ただし、その前に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除します）。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役会において、取締役を対象とする株式交付規程を制定しています。
- ② 当社は下記⑥のとおり受益権を取得する取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定済みである（本信託）ところ、その受託者に、株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、当社の取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします）を追加信託します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます）から取得する方法によります）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得

したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（２）本信託に対する金銭の信託

当社は、下記（６）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が取得するために必要となる資金を本信託に追加信託します。本信託は、本信託内の金銭（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます）を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（３）対象期間

当社は、2024 年 5 月 14 日の取締役会の決議により、第 70 回定時株主総会決議における「対象期間」を、2025 年 3 月末日で終了する事業年度から 2027 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度の期間分、延長しています（以下では、この延長分の 3 事業年度を「対象期間」といいます。なお、下記（４）のとおり、更に対象期間を延長することがあります）。

（４）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、2024 年 5 月 14 日の取締役会の決議により、本信託の信託期間を 3 年間、第 70 回定時株主総会決議における「対象期間」を 3 事業年度、それぞれ延長しております。当社は、対象期間（上記（３）で定義した「対象期間」をいいます）中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金 1,000 百万円（2025 年 3 月末日に終了する事業年度中に金 200 百万円、2026 年 3 月末日に終了する事業年度から 2027 年 3 月末日に終了する事業年度までの期間中に合計金 800 百万円）を上限とする金銭を本信託に対して追加信託します。本信託は、当社が信託した金銭（前記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます）を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、本制度と同様の株式報酬制度を導入している当社の子会社についても当該制度を一部変更する場合は、当該制度に基づき、当該会社の取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金をあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を 5 事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を更に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度に金 340 百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（６）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

(5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の取得は、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(4)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じて定める数に、業績連動指標(※)の実績値に応じて0-200%の範囲内で変動する業績連動係数を乗じた数のポイントを付与します。

(※) 現在の対象期間(2025年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度)における業績連動指標は、中期経営計画において目標を掲げております連結の自己資本利益率としております。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり100,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役は原則として信託期間中の毎年のある一定の時期に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(7) 譲渡制限期間

株価変動による利益・リスクを株主の皆様と中長期的に共有するため、取締役は、本制度に基づいて交付を受けた当社株式について、当社取締役会で定める株式交付規程に従い、交付時から3年間の譲渡制限(譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止)に服するものとします(ただし、その前に退任した場合は退任時に譲渡制限を解除します)。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社の取締役(非業務執行取締役を除く)(なお、当社子会社の取締役も受益者とする場合があります)
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託契約日	2021年8月20日
信託の期間 (延長後)	2021年8月20日～2027年8月末日(予定)
本信託に金銭を 追加信託する日	2025年8月(予定)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上